

平成17年12月議会の一般質問と答弁 12月9日(金)13:00~

(青少年健全育成条例関係のみ)

教育問題。

有害な雑誌に、ビニールカバーをかけさせるための条例制定について、二月議会に引き続いて三回目の質問です。

昨年9月、大阪府議会において、友人の西野修平議員が、私の質問を参考に、質問したところ、大田房江知事は「ビニールカバーを掛ける条例改正を行う」と回答し、新聞各紙で大きく取り上げられました。

それを受けて二月議会で「ぜひ、山口県でも条例改正を行って頂きたい」と再々質問まで行いましたが、知事は「大阪府の動向を見極めて」という回答で、青少年に対する危機感の差を感じました。

その大阪府が9月議会で、有害図書にビニールカバーをかけさせるための条例改正を行いました。

資料を配布させて頂きましたが、十五条で「規則で定める方法により」として「勧告を受けたものが、勧告に従わないときは、期限を定めて、勧告に従うべきことを命じることができる」とし、罰則規定まで設けていることが凄いと思います。

その規則ですが、陳列方法として、まず、青少年を自由に出入りさせないための間仕切りにより仕切られ、かつ、内部を容易に見通すことができない措置がとられた場所に陳列すること。すなわち、完全に隔離された部屋に陳列しなさい。または販売員がいるカウンターの上、または内部に、直接触れることができない状態で、まとめて陳列しなさい。それ以外の場合は、ビニール包装、ひも掛けなどで容易に閲覧できない状態にして陳列しなさい。しかも、その場合には、他の本を陳列する棚から六十センチ以上離すか、または、床から百五十センチ以上の高さに、背表紙のみが見えるようにして、有害図書をまとめて、陳列しなさいと規定しています。

すなわち、コンビニでは、特別な陳列室を設けることのできないので、販売員がいるカウンターの上か、内部に陳列する以外には、ビニールカバーをしなければ販売することができなくなりました。しかも、勧告、罰則規定まで設けています。

実は、報道の影響は非常に大きく、大阪府内では、有害図書類に、自主的にビニールをかけるなどして閲覧できないようにした出版社が急増しているそうです。

東京都や大阪府などの大都市だけではなく、山口県という一地方の県が行動を起こすことが大切だと私は言いたいのです。

山口県が同様の条例改正を行えば、この動きは全国に波及します。ぜひ、一石を投じて頂きたいと願っています。

改めて山口県青少年育成条例の改正を求めたいが、知事の見解と、有害図書が子供に与える影響について、教育長の所見を伺いたい。

答弁

2 教育問題について

(1) 有害図書について

ア 青少年健全育成条例改正について

大阪府が9月議会で「有害図書にビニールカバーをかけさせるための大胆な条例改正」を行った。大阪府などの大都市だけではなく、山口県という一地方の県が行動を起こすことが大切である。山口県が同様の条例改正を行えば、この動きは全国に波及する。ぜひ、一石を投じて頂きたい。改めて、山口県青少年健全育成条例の改正を求めたいが、知事の見解を伺う。

(知事)

最初に、有害図書についてのお尋ねのうち、青少年健全育成条例の改正についてであります。

次代を担う青少年が健やかに育つことは、県民すべての願いであります。

このため、本県では、青少年健全育成条例により、青少年の健全な育成に関する施策を総合的に推進をしており、この中で、環境浄化対策として、青少年に対する有害な図書類の販売や貸付については、区分陳列等により規制を行っているところであります。

しかしながら、インターネットの急速な普及に伴う有害情報の氾濫など、最近の青少年を取り巻く厳しい環境を考えますと、とりわけ有害情報対策をより積極的に推進していかなければならないと考えております。

従いまして、お尋ねの有害図書のビニール包装につきましては、青少年問題協議会の御意見もお伺いしながら、青少年健全育成条例の改正に向けて検討してまいりたいと考えております。

イ 子どもの教育に与える影響について

大阪府が9月議会で「有害図書にビニールカバーをかけさせるための大胆な条例改正」を行った。大阪府などの大都市だけではなく、山口県という一地方の県が行動を起こすことが大切である。山口県が同様の条例改正を行えば、この動きは全国に波及する。ぜひ、一石を投じて頂きたい。改めて、山口県青少年健全育成条例の改正を求めたいが、知事の見解と、有害図書が子供に与える影響について、教育長の所見を伺う。

(教育長)

教育に関する数点のお尋ねにお答えいたします。

まず、有害図書が子どもに与える影響についてであります。

健やかな子どもたちの成長は、県民すべての願いでありますことから、現在、学校・家庭・地域社会が一体となって、子どもたちの発達段階に応じ、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成に努めております。

県教委といたしましては、社会経済情勢の急激な変化等に伴い、地域や家庭において子どもたちが有害情報に接する機会が拡大しており、子どもたちがいろいろな体験学習しながら、「生きる力」を育んでいく中で、様々な影響を与えているのではないかと考えております。

お示しのありました、著しく粗暴性を助長し、甚だしく性的感情を刺激するなどの、いわゆる有害図書が、子どもたちの人格形成に悪影響を及ぼすことがないように努めていくことが重要であると考えております。